

東京外国語大学アカデミック・サポート・センター設置要項

〔 令和 2 年 3 月 24 日 〕
規 則 第 26 号

改正 令和 6 年 1 月 23 日規則第 2 号

(設置)

第 1 条 東京外国語大学（以下「本学」という。）に、学生に対する学修支援の強化及び一元化等を図るために、アカデミック・サポート・センター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学修上の相談・助言等に関する事。
- (2) 学修成果の可視化に関する事。
- (3) 教育機会の情報提供に関する事。
- (4) 教育に係る調査・分析等に関する事。
- (5) その他教育支援に関する事。

(組織)

第 3 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) その他必要なセンター員

(センター長)

第 4 条 センター長は、本学の教職員のうちから学長が任命する。

2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

(センター員)

第 5 条 センター員は、センター長の指示に従い、センターの業務を処理する。

(利用)

第 6 条 センターの利用について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 7 条 センターに関する庶務は、関係各課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。

(細目)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年1月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。